

山梨県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)及び高等学校修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて(令和3年4月1日2文科初第2134号)に基づき、私立高等学校等に在学する生徒の学び直しへの支援のため、予算の範囲内において交付する山梨県私立高等学校等学び直し支援金(以下「支援金」という。)の取扱いについて、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 この支援金の対象者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下「法」という。)第2条に規定する学校等(以下「高等学校等」という。)で県内に本校が所在する学校法人が設置する学校等(以下「私立高等学校等」という。)に在学する生徒又は学生(以下「生徒等」という。)であつて、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者(高等学校等に在学した期間が通算して36月(高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科(以下「高等学校等(定通)」という。)は48月)を超える者
ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて1単位を基準に授業料を設定している単位制の高校等において74単位を超える者については、この要件を適用しない。
- (4) 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者(就学支援金の新制度の対象者のみで、新制度に移行することのなかった旧制度対象者(公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。)は除く。)
- (5) 高等学校等を中途退学したことのある者
- (6) 支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満(高等学校等(定通)は24月未満)である者
- (7) 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
- (8) 法第3条第2項第3号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者(以下「保護者等」という。)の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者)

(交付の対象)

第3条 この支援金の交付対象は、対象生徒等が私立高等学校等に納入する授業料とする。

(支援金の交付額)

第4条 この支援金の交付額は、当該私立高等学校等が学則で定めている授業料の月額(生徒等が授業料の減免を受けた場合にあつては、当該減免に係る額を控除した額をいう。)に相当する額(別表の支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額)とする。

(受給資格の認定)

第5条 生徒等は支援金の交付を受けようとするときは、本要綱で定める申請書(様式第1号)に保護者等の個人番号を確認できる書類(個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書(様式第2号)に貼り付けること。)又は道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を明らかにすることができる市町村の長の証明書その他知事が必要と認める書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、私立高等学校等の設置者を通じて、知事へ提出しなければならない。

- 2 私立高等学校等の設置者は、生徒等から前項に規定する申請があったときは、別に定める日までに当該申請書に受給資格認定申請者一覧（様式第3号又は様式第3号-1）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 生徒等が次の理由により受給資格の認定申請ができない場合は、法第6条第3項で定める範囲内において申請をすることができなくなった日を申請日としてみなすことができる。
 - (1) 生徒等の傷病によるとき
 - (2) 自然災害により申請することが困難なとき
 - (3) その他知事がやむを得ないと認めたとき

（受給資格の消滅）

第6条 生徒等が次の理由により交付金の受給資格を欠くこととなったときは、私立高等学校等の設置者は受給資格消滅者一覧（様式第4号）を作成し、知事に提出しなければならない。

- (1) 修業年限が3年未満の課程を卒業するとき
- (2) 退学するとき
- (3) 転学（同一校内の課程の異動を含む。）するとき
- (4) 海外に留学し日本に住所を有しなくなるとき

（支援金の加算）

第7条 第5条の規定により認定した生徒等であって、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る第4条の規定の適用については、同条中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

（収入の状況の届出）

第8条 支援金の受給資格を有する生徒等は、支給が停止されている場合を除き、毎年度、知事が定める日までに、届出書（様式第5号）（以下「収入状況届」という。）に課税証明書等を添えて、私立高等学校等の設置者を通じて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、支援金の受給資格を有する生徒は、支給が停止されている者を除き、保護者等について変更があったときは、収入状況届及び課税証明書等を、私立高等学校等の設置者を通じて、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に変更後の保護者等の課税証明書等を提出している場合は、当該保護者等にかかる課税証明書等を添付することを要しない。
- 3 私立高等学校等の設置者は、生徒等から第1項に規定する届出があったときは別に定める日までに、前項に規定する届出があった場合には遅滞なく、当該届出に収入状況届出者一覧（様式第6号又は様式第6号-1）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 4 生徒等が収入状況届を提出することができない場合の扱いは、第5条第3項を準用する。

（支給停止等）

第9条 生徒等は、休学した場合において、支援金の支給を停止したいときは、申出書（様式第7号）を私立高等学校等の設置者を通じて知事へ提出するものとする。

- 2 前項により停止した支援金の支給を再開するときは、申出書（様式第8号）に収入状況届及び課税証明書等を添付して、私立高等学校等の設置者を通じて知事へ提出しなければならない。ただし、既に収入状況届及び課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書に収入状況届及び課税証明書等を添付することを要しない。

（支援金の交付申請）

第10条 私立高等学校等の設置者は、生徒等からの請求委任に基づき、支援金の所要額を別に定める日までに山梨県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（様式第9号）に山梨県高等学校等学び直し支援金交付申請額内訳（様式第9号別添1又は別添2）を添えて知事に申請しなければならない。

（交付の条件）

第11条 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

- (1) 受領した支援金を生徒等の授業料債権の弁済に充てること。
- (2) 事業の内容に変更が生じたときは、すみやかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、すみやかに知事に報告しその承認を受けること。

(変更交付申請)

第12条 私立高等学校等の設置者は、第10条の規定による申請内容に変更が生じた場合は、山梨県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書(様式第10号)に山梨県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請額内訳(様式第10号別添1又は別添2)を添えて知事に提出しなければならない。

(支援金の交付請求)

第13条 私立高等学校等の設置者は、支援金の交付(概算払いを含む。)を請求しようとするときは、山梨県私立高等学校等学び直し支援金交付(概算払)請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第14条 私立高等学校等の設置者は、別に定める日までに、山梨県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書(様式第12号)に次に掲げる関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 山梨県私立高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳(様式第12号別添1又は別添2)
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 知事は、前条の実績報告書に基づき支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、私立高等学校等の設置者に対し、その超える部分に相当する金額の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、私立高等学校等就学支援金の取り扱いに準じて行うものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成26年9月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月9日から施行し、平成30年7月1日から適用する。
なお、平成30年6月分以前の月分の支援金の支給については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の前日から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第2条第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年4月から令和5年3月分までの支援金の支給限度額の算定にあたっては、別表中「通算74、

年間 30 単位まで」とあるのを「通算 74 単位まで」と読み替えるものとする。

別表（第 4 条関係）

		私立	
		定額授業料 の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位

【所得確認の基準】

所得確認の基準は、以下の期間ごとに定める基準により判断する。

① 令和 2 年 6 月支給分まで

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額（以下「所得割合算額」という。）

支給区分	所得割合算額
所得制限	507,000 円以上
支給限度額	257,500 円以上 507,000 円未満
支給限度額+加算額	257,500 円未満

② 令和 2 年 7 月支給分以降

保護者等の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号）第 1 条第 2 項に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除した額（以下「算定基準額」という。）

<計算式>

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額

支給区分	算定基準額
所得制限	304,200 円以上
支給限度額	154,500 円以上 304,200 円未満
支給限度額+加算額	154,500 円未満